

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月まで
国民年金制度の発足時から国民年金に加入し、隣組を通じて、昭和 48 年 3 月までの国民年金保険料を間違いなく納付してきたので、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。
申立期間の保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年 4 月以降、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している上、申立期間は、12 か月と短期間である。

また、申立期間の保険料について、申立人は、「隣組の組長が集金し、町内会長のところに持って行った。町内会長が市に納付したと思う。」と供述しているところ、A 県 B 市の国民年金被保険者名簿の記載内容により、申立人の保険料は隣組が集金していたことが確認できる上、同市の回答により、申立期間当時、隣組長が集金した保険料を各自治会長が取りまとめ、市職員が各自治会長宅に出向いて集金していたことが確認でき、申立人の供述内容は、申立期間当時の保険料納付方法とおおむね一致している。

さらに、保険料は、申立期間の前後は納付済みであり、前述の被保険者名簿により、申立期間直前の昭和 44 年 10 月から 45 年 3 月までの保険料が 46 年 1 月 20 日に過年度納付されていることが確認できるが、B 市は、「隣組長が過年度分の保険料を取り扱っていた事例がある。」と回答していることから、申立人が隣組を通じて過年度保険料を納付したとしても不自然ではなく、当該納付時点で、申立期間の保険料を現年度納付することも可能である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額の記録については、平成17年8月18日は8万円、同年12月26日は13万円、18年12月20日は17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の申立期間④に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年8月18日
② 平成17年12月26日
③ 平成18年12月20日
④ 平成19年7月18日

私は、A社に勤務していた当時、申立期間に賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、国の記録では、申立期間①、②及び③については、標準賞与額の記録が無く、申立期間④については、年金額に反映されない標準賞与額の記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人名義の預金通帳、申立期間に係る申立人の給与支払報告書、A社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚が所持している申立期間当時の賞与明細書及び同社に係る別の申立てにおいて同社から提出された同僚に係る申立期間当時の賃金台帳から判断すると、申立事業所から申立人に対し、全ての申立期間に係る賞与が支給され、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①、②、③及び④に係る標準賞与額については、前述の預金通帳等から推認できる賞与額及び保険料控除額により、平成17年8月18日は8万円、同年12月26日は13万円、18年12月20日は17万円、19年7月18日は16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①、②及び③に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しておらず、厚生年金保険料も納付していないと供述していることから社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間④の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年10月20日に申立人の当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したことが確認でき、事業主は、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないと供述していることから、社会保険事務所は、当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成19年11月1日、資格喪失日が22年1月1日とされ、当該期間のうち、21年12月31日から22年1月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人の同事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、同年1月1日であると認められることから、当該記録を取り消し、申立期間の資格喪失日に係る記録を同年1月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、22万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年12月31日から22年1月1日まで

平成19年11月1日からA事業所に勤務し、21年12月31日に退職した。同年12月の給与も、12月31日分まで支給されたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が提出した申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日を平成21年12月31日とする届出が、申立人が退職した日から6か月以上経過した22年7月6日付けで受け付けられたものの、申立人からの厚生年金保険・健康保険被保険者資格確認請求書に基づき実施された年金事務所の事業所調査における同事務所の指摘により、同事業所から、資格喪失日を22年1月1日とする訂正届が、24年11月7日に提出されたことから、申立期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、厚生年金保険被保険者資格の喪失日が届出日から60日以上遡る場合には、日本年金機構の事務処理マニュアルによると、被保険者の退職の日の属する月の賃金台帳及び出勤簿の写しにより、事実発生日の確認を

行うこととされているところ、平成 22 年 7 月 6 日に A 事業所が提出したタイムカードは曜日が連続していない不適切なものであることが確認でき、賃金台帳においても 21 年 12 月 31 日までの給与が支給されていることが確認できることから、日本年金機構も申立人の被保険者資格喪失日について事実確認が不十分であったことを認めている。

また、申立人の雇用保険被保険者記録、平成 21 年 12 月 15 日から同年 12 月 31 日までの期間に係る給与明細書、国民健康保険被保険者資格喪失証明書及び平成 21 年分の給与所得の源泉徴収票から、申立人は、A 事業所に同年 12 月 31 日まで勤務していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の A 事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成 22 年 1 月 1 日であったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 事業所に係るオンライン記録における平成 21 年 11 月の記録から 22 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所（現在は、C社B事業所）における資格喪失日に係る記録を昭和37年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月20日から同年7月1日まで

私は、年金事務所から通知された年金記録を確認したところ、申立期間の記録が無いことが分かった。

私は、昭和37年4月1日にA社に入社し、48年9月に出向するまで継続して勤務していたので、申立期間に係る年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録、A社B事業所に係る資料を保管しているD社及びE社から提出された申立人の在籍証明書及び社員原簿並びにA社B事業所において申立期間に厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者の供述から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和37年7月1日にA社B事業所から同社F事業所へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における昭和37年5月の記録から2万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、E社から提出された申立人の厚生年金に係る資料の資格喪失日には、昭和37年6月20日と記載されており、申立人のA社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の資格喪失日と一致している上、E社は、

「事業所間の手続上の誤りと思われる。」と回答していることから、事業主は同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は申立人の同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

福岡（佐賀）厚生年金 事案 4621

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日まで

私はA社（現在は、B社）に、昭和 61 年 3 月 9 日から平成 4 年 1 月 31 日まで勤務したが、厚生年金保険被保険者資格の喪失日が、同年 1 月 31 日となっている。同年 2 月に結婚するために、同年 1 月中旬に退職する予定であったが、会社から月末まで働いてほしいと言われたので、月末まで働いたにもかかわらず、申立期間が被保険者期間となっていない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、平成 4 年 1 月中旬に退職する予定であったが、会社から月末まで働いてほしいと言われたので、同年 1 月 31 日まで勤務したと申し立てているものの、申立人のA社に係る雇用保険の被保険者記録によると、同社における離職日は同年 1 月 30 日となっている上、申立人が名前を挙げた同僚を含む複数の同僚に聴取しても、申立人の申立期間における勤務実態に係る供述を得ることができない。

また、B社は、「当時の資料は保管していないため、申立人の申立期間に係る勤務実態、及び給与からの厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 8 月 10 日から平成 2 年 6 月 30 日まで

私が勤務していたA事業所の申立期間に係る標準報酬月額は、16万円又は17万円とされているが、私が保管している平成2年6月分の給料支払明細書の支給総額は、約26万円であり、申立期間は、給与支給総額に大幅な増減はなかったため、給与支給総額に見合う標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、平成2年1月から同年5月までの期間については、申立人は、「申立期間は、給与支給総額に大幅な増減はなかった。」と供述しているところ、申立人が提出した平成2年6月分の給料支払明細書に支給総額が26万600円と記載されていること、及び申立人は、「保管している平成2年分に係る確定申告書の関連資料によると、A事業所から受けた給与の年額は、191万円であり、うち約34万円は、申立事業所における厚生年金保険被保険者資格を喪失後に手伝いをした分として支給を受けた給与であった。」と供述していることから、申立人は、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額を支給されていたことが推認できる。

しかしながら、前述の給料支払明細書及び平成2年分に係る確定申告書関連資料から確認又は推認できる厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額、申立人に係るオンライン記録の標準報酬月額とほぼ一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらない。

また、申立人に係る雇用保険被保険者台帳によると、申立人が昭和62年8月10日に雇用保険被保険者資格を取得した際にA事業所から届け出られた賃金月額は16万円とされており、申立人の申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致する。

さらに、申立人は、「申立期間に係る給与からの厚生年金保険料控除額は、届け出られた標準報酬月額に基づくものであり、支給された給与に基づくものではない。」と供述している。

加えて、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録において、申立人の記録を遡って訂正するなど不自然な点は見受けられない。

このほか、申立人が、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 5 月 1 日から 59 年 5 月 7 日まで
② 昭和 59 年 6 月 29 日から 61 年 5 月 1 日まで

私の A 社（現在は、B 社）における厚生年金保険の被保険者期間は、昭和 59 年 5 月 7 日から同年 6 月 29 日までの 1 か月間となっているが、私は、同社で約 4 年間、最低でも 2、3 年間は勤務したと記憶している。

入社当初から、健康保険証をもらっており、厚生年金保険にも加入していたと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立事業所が保管している申立人が入社する際に提出したと見られる履歴書に基づく同事業所の回答、同僚の供述などから、勤務の開始日は特定できないものの、申立人は、当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得したと記録されている日以前から、勤務していたこととはうかがわれる。

しかしながら、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日は、申立事業所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届により昭和 59 年 5 月 7 日と届け出られていることが確認でき、オンライン記録と一致している。

また、申立事業所は、申立期間①当時、従業員を採用しても数か月間で退職する者が多かったことから、採用から相当の期間を見習期間とし、ある程度業務に慣れて継続して勤務することが確認できた時点で厚生年金保険への加入手続を行い保険料の控除を行っていた旨回答しているところ、オンライン記録により、申立期間①において当該事業所に係る厚生年金保

険の被保険者記録が確認できる複数の同僚がいずれも、当該事業所は勤務の開始から相当の月数を経過した後に厚生年金保険の加入手続を行っていた旨供述していることから、申立期間当時、事業主は従業員全員について必ずしも採用と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、申立事業所は、「申立期間②に係る賃金台帳等を保存しておらず、申立内容が確認できない。」と回答している上、申立期間②において当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる前述の複数の同僚は、いずれも申立人が勤務していた記憶はあるが、退職時期及び厚生年金保険の加入状況については分からない旨供述しており、申立人の申立期間②における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び事業主による厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、申立事業所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人が昭和 59 年 6 月 29 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したことを社会保険事務所（当時）に届け出ていることが確認できる上、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は同年 6 月 29 日となっており、オンライン記録と一致している。

さらに、申立人の退職時期及び厚生年金保険料控除に係る記憶は定かでない上、このほか、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 2 月 1 日から 17 年 6 月 15 日まで

私は、申立期間について、A社に勤務し、毎月約 35 万円から 40 万円の給与を支給されていたにもかかわらず、私の年金記録を見ると、標準報酬月額がこれよりも低く記録されている。

申立期間の一部について、給与支払明細書等を保管しているので、申立期間について正しい標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、平成 9 年 12 月 1 日から 17 年 6 月 1 日までの期間については、申立人が提出した申立事業所に係る平成 14 年 1 月分から 17 年 5 月分までの給与支払明細書、平成 11 年度から 16 年度までの市民税・県民税特別徴収税額の通知書等によると、給与支給総額は、オンライン記録上の標準報酬月額を超えていることが確認できるものの、当該給与支払明細書等に記載された厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額と符合している。

また、A社の事業主及び申立期間当時の給与、社会保険事務等の担当者は、A社が厚生年金保険の適用事業所となった平成 8 年 2 月 1 日以降、給

与支払明細書については本表と別表とに総支給額を分けて記載したものを従業員に交付していた期間があり、社会保険事務所（当時）には当該本表に記載されている支給額のみを届け、厚生年金保険料については当該届出によって決定された標準報酬月額に見合う額を控除していた旨供述しているところ、平成 15 年度及び 16 年度の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に記載された申立人の報酬月額は、申立人が提出した給与支払明細書の本表に記載されている支給額と一致していることが確認できる。

2 一方、申立期間のうち、平成 8 年 2 月 1 日から 9 年 12 月 1 日までの期間及び 17 年 6 月 1 日から同年同月 15 日までの期間については、申立事業所に賃金台帳が保管されていないことなどから給与の支給総額及び保険料控除額は不明であるものの、前述の事情が確認できる上、申立人の申立期間における標準報酬月額の推移と同僚の当該期間における標準報酬月額の推移とを比較検証したところ、不自然な点等は見当たらない。

3 また、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。